
令和 7 年 第 1 回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第 6 日）

令和 7 年 3 月 21 日（金曜日）

議事日程（第 6 号）

令和 7 年 3 月 21 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程の宣告
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 8 号 南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基
準に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 9 号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改
正について
- 日程第 12 議案第 10 号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部
町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11 号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業
等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 12 号 南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正
について
- 日程第 15 議案第 13 号 南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 7 年度南部町一般会計予算

- 日程第17 議案第15号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和7年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和7年度南部町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第26 議案第24号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について
- 日程第27 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第28 陳情第12号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について
- 日程第29 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(追加議案)

- 日程第30 議案第26号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第31 議案第27号 財産の取得について
- 日程第32 議案第28号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第34 発議案第2号 持続可能な学校の実現をめざす意見書
- 日程第35 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第1号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第2号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第3号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第4号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第7 議案第5号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第14号 令和7年度南部町一般会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和7年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和7年度南部町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第26 議案第24号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について
- 日程第27 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第28 陳情第12号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時

間労働是正を求める意見書採択の陳情について

日程第29 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(追加議案)

日程第30 議案第26号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第9号)

日程第31 議案第27号 財産の取得について

日程第32 議案第28号 南部町教育委員会教育長の任命について

日程第33 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について

日程第34 発議案第2号 持続可能な学校の実現をめざす意見書

日程第35 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝利君	書記	亀 尾 真 哉君
		書記	赤 井 沙 樹君
		書記	高 雄 勇 飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	岡 田 光 政君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	藤 原 宰君
農業委員会事務局長	亀 尾 憲 司君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、米澤睦雄君、8 番、長束博信君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 1 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 報告いたします。議案第1号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）を審査いたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第1号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第2号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 報告いたします。議案第2号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採

決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 5、議案第 3 号、令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 3 号、令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 号、令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 6、議案第 4 号、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第4号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第5号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第5号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査いたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 9、議案第 7 号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 7 号、南部町課設置条例の一部改正につい

てを審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第8号、南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第8号、南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 1 1 議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 9 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 9 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

さきの議運において賛否が分かれた際、要点を捉えたシンプルな報告とすべしとありましたので、シンプルに報告させていただきます。

この本案を審査するに当たり、特別職の手当引上げに関し、住民の暮らしの実態を背景に賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 9 号に反対いたします。これは特別職のいわゆる期末手当の率を引き上げるという内容でした。

期末手当の基礎額というのは、給料月額の特例職は 1 0 0 分の 1 2 0、これに乗じた金額を期末手当の基礎額としています。それを今回、1 0 0 分の 1 7 0 であったのが、1 0 0 分の 1 7 2. 5 に引き上げるという内容でした。月にこれをしてみたら 1. 2 倍と 1. 7 倍で、2. 0 4 か月から 1. 2 倍、1. 7 2 5 を掛けると 2. 0 7 か月、約 0. 3 か月の引上げになるという内容になりました。

先ほど委員長もお述べになられたんですけども、審査の中で生活給とはいえない、私は職員の給与と特別職の給与は分けて考えております。特別職については生活給とはいえないっていうのと、住民の生活実態を考えたときに今すべきことではないだろうという判断です。

人勤に伴ってということなんですけれども、人勤に伴って当然職員の給与等については人事院

勧告に基づいてするべきだというふうにも考えていますが、特別職はそれとは違うという判断です。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、荊尾芳之君。

○議員（5 番 荊尾 芳之君） 5 番、荊尾芳之です。議案第 9 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、私は賛成いたします。

この条例は、南部町の特別職の職員で常勤の者ですので、具体的には町長、副町長、教育長、病院事業管理者のことをいいます。今回の改正点は、第 4 条の期末手当の額の改正ということで、今まで 100 分の 170 を 7 年の 4 月 1 日から 100 分の 172.5 に改めるというこの一文だけです。

先ほどの反対討論で特別職は生活給をもらっているわけじゃないという発言でありましたが、やはりここは制度として労使交渉ができるわけでもなく、公務員には労働三権が制限をされています。争議権はありません。これらの労使関係を補完する中立的な立場として人事院があり、適正な給与の額を決めるのが人事院勧告制度なのです。この議案は、人事院勧告制度による条例改正であり、それに従うものであり、何ら反対するものではありません。以上、賛成討論とします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 9 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号

○議長（景山 浩君） 日程第 12、議案第 10 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 10 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について審査をい

たしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第１０号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第１１号

○議長（景山 浩君） 日程第１３、議案第１１号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第１１号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第１１号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 1 2 号、南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 1 2 号、南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 2 号、南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 5、議案第 1 3 号、南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 13 号、南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを審査いたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 13 号、南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 14 号

○議長（景山 浩君） 日程第 16、議案第 14 号、令和 7 年度南部町一般会計予算を議題いたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 14 号、令和 7 年度南部町一般会計予算、審査しました。

審査に当たり、本案の中で最も注目された統合保育園の建設について総額で 18 億円を超えるものであることから、賛否が分かれました。

また、議案説明書において、効率よく審査するためにもう少し分かりやすいものへ修正を求める場面もありました。20 年後を見据え、7 年度予算はどうあるべきか、白熱した審査であったと感じています。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、井原啓明君。

○議員（2 番 井原 啓明君） 2 番、井原です。先ほども委員長報告でありましたとおり、保育園の問題についてはたくさん議論を交わしました。その中で大まかに 2 点についてもう一度問題や意見を述べさせていただきたいと思います。

一つは、現在、統合保育園の予定地になっております天萬の土地のことですけれども、執行部や町長の答弁では場所については安全性が専門家の調査で確認されているという報告がありました。それから、ハザードマップについても作成をし、きちっと安全性を証明できるものを用意しているということでありましたけれども、今現在そのハザードマップなるものが町民に知らされておるのでしょうか。あの周辺の災害の特定地域であるとか、新たな保育園の場所等についてハザードマップを作成してるのであれば、当然町のホームページ等に出されて町民の皆さんがそれを見て安全なのかどうかを判断する必要があると思います。

それから、私、この間、天気がよかったときに現地に初めて行ってみました。そうすると、予定地のある場所、そしてその周辺の水田、そこにイノシシの柵やイノシシ防除の電線、これがぐるりと囲ってある状況でした。私が一般質問でも言いましたように鳥獣害の問題は必ずあると、フェンスがあれば防げるっていうのも一つの安全性の言い方かもしれませんが、10 年、20 年たってどういう状況になっていくかというのは現在では分からない、そういうことを痛切に思いました。

そして、もう一つは、隣の奥にあるため池の福里の下池、上池のことです。下池につきましては、説明のとおり保育園の土地の残土を埋めるという計画のようですが、現場を見ましたところ、どう言ったらいいんでしょうか、水がなくなってどべどべの状態のところ草が生えたりして、そこから漏れてきた水が流れているような状態です。そんなところに残土を入れて、どういうふうに踏み固めるか分かりませんが、そういった土を入れて、本当に大雨が降ったときとか何かしらの災害が起きたときに安全が保たれるのかというのを本当に心配いたしました。そして、もう一つは、上池についてですけれども、上池は下池のすぐ上にありまして、その大きさに驚いたんですけれども、恐らく南部町の中でも大きい体積といいますか、面積の池だということを痛感しました。

一般質問でも言いましたけれども、昨今の豪雨、想定外の豪雨があったときに1時間に40ミリの雨が降れば、数分、30分で池が満杯になる、こういうことが想定されております。そういったときに池の管理を一体どなたが行われるのか、当然池係というものがあって池の管理者が管理されるんでしょうけども、それが365日、24時間、そばに保育園がある安全管理というものが実際にできるのかどうか本当に不安になりました。そこら辺をもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、これは町民の方から私のほうに問合せがあったんですけれども、農地だった場所を農業振興地域除外地にする、そういった手続をされたということは確認されておりますけれども、土地改良区の認可、これは受けておられるかを確認しといていただきたいということでございます。

それから、もう一つですけども、あとは先ほどもありましたとおり経費についてです。当初では12億円とかという話で始まったわけですけども、説明が進むにつれて金額が増えてきたと。そして、この物価高騰の中に例えば今、物価高騰で100円の物が150円になってるという実態があるわけです。例えば1億円の物であれば1億5,000万になり、10億の物であったら15億になるわけです。そういった時期にこの保育園を町費を使って、しかも国なりの補助金が5割も8割ももらえるということであれば話は分らなくもないですけども、あくまで町が借りる起債、借金を元手に工事をする。そしてそれは20年にわたって町民の負担、町の財政で払っていかねばならない。その間に補助金が入るというような話もありましたけれども、それは確定されたものではないということで、そういった財政面のことについても5年、10年、20年先の南部町の財政、それから町民の暮らし、それを考えた場合に、今年保育園を建てるためにそういった多額のお金を使うことがトータルに考えて町民のためになるのか、非常に私は納得のいかないことがありますということで、今回の予算についてはこの部分だけでも納得がいかないというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。議案第14号、令和7年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

新年度予算は歳入歳出92億4,500万円の過去最高の予算となりました。統合保育所の建設に関しては18億円の予算は大変大きなものと受け止めております。しかし、私どもは過去に生きるのではなく、未来に向かって生きております。この南部町で未来に向かって成長されてい

かれますお子さん方が伸び伸びと育っていただける環境になっていくものと思っております。

また、新しい保育所は保護者の方にも御安心いただけるものと思います。現在あるつくし保育園の敷地は豪雨の際に浸水する可能性があるとも伺っております。お子さん方のお世話をされる保育士さんも御心配をされているとも伺っています。少しでも早く御心配されている保育士さん方の御心労が少なくなればと思います。

また、新しい保育所は災害の際の避難所としても有効活用できるものと期待しております。中でも小さいお子さんのいらっしゃる方は、お子さんが過ごしやすい環境であれば御安心されるのではないのでしょうか。お子さんと保護者の方が安心できる避難場所として期待できるものと思います。

また、今回は令和7年4月から予防接種事業に带状疱疹ワクチン定期接種化の予算が組み込まれました。これはワクチン接種により带状疱疹やその合併症による重症化を予防するものです。これにより町民の方が安心して健康に過ごしていけるとと思います。

未来と命と暮らしを守る今回の南部町の一般会計予算については以上の点から、議案第14号、令和7年度南部町一般会計予算については賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第14号、令和7年度南部町一般会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、一般会計の予算で初めて90億を超える予算が組まれました。そのうち今回いろいろ言っております。保育園の予算が約12億5,000万円。この結果、今回、当初予算の中でいろいろなところでひび割れ、もしくは破綻が起きているのではないか、こういうふうに思っております。

その中でも特に私のほうで感じたのは産業課の予算です。今まで産業課の予算、ほとんど前年度分の予算が組んでありました。そして最終的に手を挙げる人がいなかった、それでどこかの12月もしくは3月の補正で大きく落とす、こういう予算が組まれておりました。今回、産業課のほうで組まれた予算は前年実績による予算、こういったことで全体的に予算が削られているのではないか、こういうふうに感じます。南部町のほうは農業が基本産業であるということ、このことを指摘して反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、埴田光雄君。

○議員（3 番 埴田 光雄君） 3 番、埴田光雄です。議案第 14 号、令和 7 年度南部町一般会計予算には賛成の立場で討論させていただきます。

今回の当初予算の中で私が特に期待するというか、一歩進んだなと思った事業を上げて賛成討論いたします。それは震災に強いまちづくり促進事業です。前年度と比べて 766 万も多い 1,597 万円の予算で、この事業への本気度が感じられます。これは昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅が対象で、昨年までとの違いは耐震診断、これを無料で行えるというところが大きく違ったところだと思います。

近年、日本各地で大きな地震が起きております。さらに南海トラフ地震の発生率も高まっていると報道されています。悲しい報道但也有ありますが、残念なことに地震は起きます。そんな中で命を守るために家の耐震化というのは非常に重要なものだと思っております。住宅を耐震化するには少くない予算、費用がかかります。耐震化診断にも費用がかかります。その上でなかなか決断ができない事情は私も常に感じております。しかし、まずは耐震診断を行わなければその先へ進むことはできません。今回その費用の助成があるということはとてもありがたいことだと思います。

耐震診断だけの補助だけではなく、それに付随した事業もあるので、町民の皆様にも広く周知し、使っていただけるように私としても勧めていきたいと思う事業がこのほかにもたくさんある予算だと思いますので、議案第 14 号、令和 7 年度南部町一般会計予算には賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 令和 7 年度の一般会計に反対をいたします。

今回の予算は先ほど述べられていましたように、当初予算が 92 億 4,500 万円、前年比 10 億 9,200 万円、率にして 13.4% の増です。収入の中で一番多いのは 42.5% を占める地方交付税 39 億 2,600 万、その次に来るのが町債 13 億 6,110 万、町債の発行が全体の予算の 14.7% を占めてくる。これは自主財源である町税の 9 億 8,852 万円よりも高い、金額の大きいものになっています。あと、国庫支出金、県支出金、このほとんどで賄われているというのが南部町の実態です。

先ほども今回の予算の中でも一番問題になったのが、この中で統合保育所整備事業 12 億 8,603 万円、これが令和 7 年度。総額にして 18 億 1,608 万円、これが本当に適切な費用と

言えるのか、こういうところでの論議が多かったように思います。統合保育所の整備事業 12 億 8,603 万 1,000 円は起債が 93% を占め、12 億 2,150 万円です。これほどだけを責めて全部借金じゃないかっていうことについては、私どもも考えないといけないと思ってますのは、ここには執行部が述べられたように、いわゆる起債の償還に対して 5 割、それから 7 割返還の起債を使っているとの説明で、総体的には約 7 割近くは返ってくるのではないか、こういう話しされましたが、それはどう考えても 5 割の償還分のほうが多いと考えますと、私はせいぜいよく返ってきて 6 割、58% ぐらいではないかというふうに考えるわけです。

ここで執行部にも考えていただきたいのは、運営費で問題になったときには地方交付税が幾ら来るのか分からない、こういう言い方をする一方、これほど多額の 16 億ですよ、利息入れたら 19 億 9,900 万になるんですよ。これは一般質問でも資料に出てましたけど、約 20 億円近い起債を返していくのに、仮に 6 割返ってきたとしても 12 億円で、8 億円というのは自主財源の中で返していかないといけないわけですよ。病院のようにいわゆる収益が上がるという事業じゃない保育園の建物を建てて、この 20 年間で 8 億円の財源をどうしてつくっていくかっていうことになれば、より一般財源の中でしわ寄せが来るというのはもう明らかに目に見えて明らかなことだと思うのです。

それで、この今回の起債金額、幾ら償還で返ってくるといっても、過去に例のない金額だというのは資料でも分かったと思うんです。これまで、今回の起債額は 16 億円ですよ。それに対してこれまでに最近 10 年間の上げてほしいって、一番大きかったのは合併後の、いわゆる合併特例債を積むための借金、これがあつたんですね、5 億以上ね。それ以外は、一番多いのが総合福祉センター建てる時平成 9 年で、この時点で 4 億 8,000 万なんですよ。10 億を超えるかどうかといっているいろいろもめたキナルなんぶ、住民からいろいろあって規模縮小もしたんですけども、そのキナルなんぶは起債が 3 億 8,000 万ですよ。これ比べたら、この時点の約 5 倍以上の起債を抱えるということはどういう事態かっていうことを本気で考えたのだろうかということが一番私の疑問です。どうしてそれとこの金額が本当に必要なのかという点ですよ。

まず、賛成、反対は置いて、一つの園に 18 億円かかるということはどういうことなんだろうかということもよそと比較せざるを得ませんでした。そこで分かってきたのは、例えば一番近くの令和 7 年に建てるわたり保育園ですね、令和 7 年に同じ 120 人規模で建てる、この面積が 1,128 で、約 400 平米違ってわけですよ。今度建てる保育園のほうが多くなってくる。工事費が、全体の費用がわたり保育園 11 億円に対して、うちの町は 18 億円ですよ。どこで違ってくるのか。建物自体でも面積が広がって 1 億以上違うんですけれども、その他の経費

ですよ、大きいのが土地造成、用地取得 1 万平米です。これは先週水曜日の段階で追加議案の説明されたときに、1 万平米というのはどういうものなのかと、建物以外に例えば運動場であるとか駐車場の面積はっていったら、それ答えられないんですよ。そういうことをきちっと設計して、議会に提案してくる昨日、前までの段階でその面積が出ないということは、本気に考えて取得しているのだからかと思われても仕方がない。1 万平米というのは 1 0 0 掛ける 1 0 0 ですよ。1 0 0 掛ける 1 0 0 で約野球場 1 つ分ぐらいあるんですよ。そこに 1 2 0 人規模の 1, 5 0 0 平米の建物を建て、あとは何に使うのか、これは今度の追加議案に出ていました駐車場に、車止める 6 0 台から 7 0 台っていうんですよ。町の公共施設で 6 0 台から 7 0 台止めるとこ、ほかにありますか。それ考えたときにこれから人口減で様々な要求が出てくる。例えば住民の中から今言っているのは、高齢者の住宅が要るのではないかという問題とか、集落での集落間の除草作業は大変なので、町でやってほしい、こういう問題。それから、住民の暮らしが大変。物価高騰の対策すべきではないか、こういう意見がいっぱい上がっているわけですよ。人口減というのは税金も減るし、地方交付税も減ってくるわけです。その中で、本当に全体が減る中でこの起債分だけが予定どおり入ってくるのかということは皆さん方が一番経験されてることではないでしょうか。そういう意味でいえば、今回の予算の 9 2 億のうち 1 2 億幾ら、この分の新しい施設への建設の投資はやはり見直すべきではないか。

私たちはもともと統合保育園にすることも反対ですけども、少なくとも今の段階、土地取得のことが出てきますけれども、規模の点とか中の場所についても、私はこれだけ住民の声がある中で強行することはマイナスになっても決してプラスにはならない、なぜなら町政というのは住民から信頼されて、喜ばれる対策でなければならないと思っています。先ほどの出ました新しい保育園を喜んでいるとか、確かに古いより新しいほうがいいと思います。しかし、住民は、一番は本当に安心して通える保育園というのは、ただの規模の大きさとか、駐車場が広いとか、新しいところ、そういうところを願っているのではなくって、本当に子供たちを安心して迎えてくれる保育士さんがしっかりと働けていける、ゆとりを持って働ける、そういう保育園を提供するのが町の一番の仕事ではないでしょうか。

それで、この今回の 1 2 億の背景、裏には、町長は、これは建物は子供たちが待っているから建てる。でも、その次に来る民間移管については、そこで運営費については金額が下がってくるので、その分をほかの子育て世代、支援策に使いたい、こういうことも議会で述べてきたわけですよ。でも、本当にこの民間移管が、そしたら町の計算しているように、町で運営するよりも本当に民間移管したほうが年間で 4, 0 0 0 万円も 5, 0 0 0 万円も浮いてくるのかって問題です。

よね。20年間、約20億のお金を返そうと思ったら約1億円ずつ返していかなければなりません。一番多い年では令和何年でしたっけ、1億2,000万幾ら返すって資料が出ましたよね。その後1億円ずつ返していくわけですよ。これに、町が言うように7割が返ってくると、20年間した場合でも1億円のうちの3,000万円は自分でつくっていかないといけない。とても7割返ってくるとは考えられない、全部合併特例債ではありませんからね。6割だとしたら約4,000万のお金を別につくるわけですよ。これは起債が半分だったら2,000万で済むわけですよ。そもそも今まで以上に4,000万以上の起債を返すお金が要ってくるわけですよ。その分町長が言うのであれば、4,300万もうかったにしたってそれで消えてしまうじゃないですか。それだけじゃありません。

分かってきたことは、民間移管にするということは、現在、伯耆の国、令和6年度で1億9,650万、約2億円近くお金を出しているんですけども、民間移管になったら約8割で済むと、こういうこと言っているわけですよ。これは町の出した資料でいえば、令和4年段階ですけども、80%で、1億4,350万で済むっていうんですよ。この1億4,350万っていうのは、2,300万円は公定価格より上乗せした、いわゆるルール分以外の2,300万を独自に町が出して1億4,300万になっているんですよ。この時点で2,300万出しているわけですよ。だとすれば、これだけで起債償還と合わせたら6,300万、今まで以上に出すということになるわけですよ。

問題は、2,300万円出せば今の保育が維持できるかって、できないわけですよ。なぜなら、現在伯耆の国に24人という職員がいるんですけども、それを16人から17人の保育士にするとおっしゃるんですよ。子供の数が減るから大丈夫と、こういうことおっしゃいますけれども、今の段階でもゼロ歳児保育ができないという民間保育園ですよ。それをゼロ歳児保育しようと思えば16人や17人で済むわけがないんです。だとすれば、公定価格以外にお金を使ったらどこが負担するか、町が負担するしかないじゃありませんか。ということは、どういう方法しても大きい建物を造れば維持管理費もかかるし、今の1億9,000万、2億円ぐらいはお金かかってくる、これが現状ではないでしょうか。そういうことを考えた場合、運営費かって早々に運営費を削ろうとすること自体がそもそも子育ての町を標榜するにはふさわしくないと考えていますが、よその町以上に大きな建物を建てて借金を増やしておく一方で、運営費で経費を稼いでいく、これは子育ての町としてはあり得る姿ではないのではないかと、こういうことを今回の予算見て痛切に感じるわけですよ。そういうことを考えれば、今、一旦立ち止まって、今まで以上にお金がかかるんだろうけれども、駐車場を70台分取りたいけれども、これぐらいお金がかかるけど、

こういう保育園を建設していいだろうか、このことを真摯に住民に問うべきだと考えています。保育園の問題、この予算の問題、92億円の中での一番の問題はこの保育園の金額だということです。

あとの点で何点か指摘させていただきますと、総務費が約1億円の増になっています。これはガバメントクラウドですよ、ここに経費がかかってくる。この問題は、今回導入費用は全て国から出ていますけれども、維持管理費が今のところ不透明だと。国から出るという話もありますけれども、だとすれば今回、ガバクラに乗った場合にはこれまでの経費の2倍以上はかかってくるというのが執行部の説明でした。どこの町村もこれで、こういうことでは困るということ上げています。私は、これは町の責任ではないのですが、各市町村と県知事会等とも協力して、ガバクラに乗る以上は国が運営費全面出すべきだと、そういうことをしっかりと行っていくべきだと。なぜかという、このガバクラに乗ったところで住民には何の利益もなく、自治体の中での仕事により効率的になると、こういうことなんですよ。だとすれば、当事者等がその声を上げていかなければ、結果として地方自治体の財政を圧迫することになると考えますので、それはぜひ言っていただきたい。

それと、もう一つは、地方創生の見直しです。町長の所信表明の中でも石破首相になって地方創生2.0推進室をつくると言っています。地方創生は全国でも総務省が取り組んできたけれども、結局都心部への一極集中がとどまらないどころか増えてきたということで、事実失敗だと言っているわけですよ。地方創生交付金というのは御存じのように国のメニューに載らなければできない内容です。よっぽど工夫しなければその町に合ったかどうかというのは分からないと思います。安易に乗るのではなく、これまでの町の地方創生がどうであったのか、そこを見ながらこれから関係人口を増やす。来てもらう方を増やすということも結構だと思いますが、全国的に7割の人口になるのではないかとされているとき、これから30年間、未来はあるといいながら、子供の数は減り続けるわけですよ。そういう中で、それを現状と見て、人口が少なくなってもこの町が存在し続け、住み続けることができるような町づくりにこそ向かっていき、そこにお金は使うべきだというふうに考えています。それから見ると、人口が少なくなってくる中で、7つに分けた地域振興協議会の在り方、地域振興区の在り方はどうあるべきか、この見直しも当然必要になってくると考えています。多くの住民は集落維持が大変なので、そこに支援してほしいと、こういう声を上げています。今、それに応える時期だというふうに考えています。また、高齢独居、高齢者世帯が3割を占めてくる中で、高齢者向けの住宅が要るのではないかという声も起こっています。

さらに、教育格差、なかなか給料が上がらない中で子供たちの教育費が大変だということも深刻です。就学支援の在り方、学校給食費の無償化など、課題は山積しているのです。そこに町財政をどう有効に使っていくか、これを考えた場合にはやはり今回の１６億を超す起債というのは障害になってくるのではないのでしょうか。

そして、最後にもう一つ、今回、病院の繰り出しが約１億円削られています。これまで５億幾らあったのが４億４，０００万、これについては町の考え方として、これは病院側が勝手に決めてしてるのではなく、総務省が示した繰り出し基準に基づいて計算をしていることです。当然それは特別交付税、普通交付税の中に算定されていると見るべきものであって、今、自治体病院が非常に困難な中で、公立病院を持っている首長のすべきことはこれを守ることではないでしょうか。とすれば、少なくとも突き出しをしなくとも、交付税に算定されている分は病院に出していく、これが病院を持つ自治体の首長の在り方ではないかと思うんです。まだまだ黒字が続いているような数十年前の病院だったらいいですけども、赤字で自治体病院が大変な中でこの在り方は、私は非常に納得のいかない、言ってみれば公立病院があって住民が本当に使っているのに、ここをいじめているような内容ではないか、このことをしっかりと反省していただきたいと思います。

そういう意味では、今回の令和７年度の予算は非常に大きな問題があり、見直すところがたくさんあるので、このまま執行しないで立ち止まって考えるべきだという意見を述べて、反対討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

１２番、板井隆君。

○議員（１２番 板井 隆君） １２番、板井隆です。議案第１４号、令和７年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから出ております新年度の大型事業として、さくら保育園とつくし保育園を統合した統合保育所の用地、造成、園舎建築工事の予算が組まれています。来年８月の開園を目指して工事が進められます。安全な保育環境を目指した新園舎についてはほとんどの町民、そして子供、子育て真っ最中の保護者の皆さんにとっては待ちに待った姿が現実になるわけです。

反対討論では立地条件を含め、子供たちの安全・安心が確保されるのか、建設費の予算に疑問を投げかけています。

まず、安全性、保育の環境については、これまで同僚議員の一般質問等で答弁をいただき、理解をしています。

建設費については、現在の建築材料費ほかの高騰により保育所建設に関わる子供の未来のための投資予算は12億8,600万円の計上でありました。起債、これは借金ですけれど、借金の内訳は、公共施設等適正管理推進事業債、そして施設整備事業債での予算組みであります。いずれも翌年度から普通交付税に50%から70%算入される予算であり、今後の町民、皆さんへのサービスや負担は最小限に抑えられるものと思います。何より長年の懸案であった新園の完成で南部町の園児たちが新しい園舎で先ほど秋田議員の討論にもありました、伸び伸びと育ち、成長できる環境が整い、保護者、家族の皆さんにも安心をしていただけることができるものと確信しています。付け加えるならば、開園を来年の8月まで待たず、4月からでも入園ができるよう早急な工事の着工、進捗を進めていただきたいということを付け加えておきます。

次に、地方創生の反対がありました。これまで南部町は地方創生事業を推し進めてきました。さらに、石破総理の誕生によって地方創生2.0ということでこの南部町にも推進室を設け、地方創生にさらなる力を入れていくという計画であります。これまで地域再生推進法人スポネットなんぶ、青年海外協力協会JOCA南部、そしてなんぶ里山デザイン機構と、3つのそれぞれの組織が南部町民のため、そして地方創生を推進していくために大変な御尽力をいただき、現在に至っているというふうに思っております。また、デザイン機構では、埴田議員からもありました震災に強いまちづくり事業も担っていただけているということになっております。地域と力を合わせ、生涯活躍のまちづくりをこの3団体を中心に町が先頭となって頑張っていただいているところは大きい評価すべきだと思います。

そして、先日、南部町・島根大学共同研究報告会がありました。私も参加をさせていただき、作野教授のお話、また、今、大学4年生ですか、今度先生になるようですけど、そういった方の評価等々いただき、そして若者、中年層、高齢の方、3人の南部町にこれからの思いを託す発表もしていただき、非常に感動して帰りました。やはりこれがあるから、そして併せて地域振興協議会や地域の課題解決に向けて一緒になって取り組んでいただいている、それが南部町のすばらしいところではないかなというふうに思います。

そして最後に、町長は所信表明において、教育に挑戦、子育て・教育のまちづくりで、人口減少の中、教育、子育ては未来の投資、この保育園も未来の投資だというふうに思いますし、そういった表明をされました。全国同様に不登校児童数が増加する我が町においても、中学校への校内サポートルームの設置、校内で安心して過ごせる居場所の提供、事業の計画がされていまして。不登校生徒に寄り添う、これまでもしていただいていたんですけど、それをもっと具体的な形で事業がなされるほかにはない対応施策だというふうに思います。また、コミュニティ・スクー

ルを基盤として児童生徒の地域住民の連携、協働した学校づくりの事業の充実、また、各学校の体育館へ気化熱冷風機とスポットクーラーの設置も計画されています。子供たちが安心した環境整備がなされることになります。しかし、中学校部活動の地域移行など、問題はまだまだ山積しているというふうにも思っています。児童生徒の将来を見いだす、子供ど真ん中の様々な事業が取り組まれていました。

子供たちは南部町の宝です。保育所建設同様に将来を見据えた環境改善に真っ向から挑戦される子供、子育て施策を応援し、私の賛成討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、令和7年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第15号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第15号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を審査いたしました。

国保については制度そのものの課題がこれまでも指摘されております。

審査の中で、国保の制度を背景として料金なども含めた国保税の在り方において賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の令和7年度の国保会計に反対をいたします。

反対の内容は大きく言って、一つは公共料金の引下げを言っています。国保税の引下げを求めるとのことと、もう一つは広域化になりました。広域化での国保税（料）統一に反対していくべきだということです。

今回の予算は14億560万円、前年比7,920万円、国保に入る加入者が減り続けていっているのですが、こういう状況が出てきています。そのうち、給付費が10億8,827万円、これは前年度に比べたら6,549万円の増です。全体的に国保加入者が減る一方で、医療費が増大してくる、こういう傾向が出ていると言われていますが、南部町もそうなんだろうなというふうに考えます。

来年度の予算は保険税を見ると、保険税っていうのは加入者から取る分ですね、これが総額1億8,484万3,000円で、前年比1,583万2,000円増えているわけです。令和6年度を確認したら、令和6年度の出発時点では集める国保税がこれと同額ぐらい減っていたわけですよね。今回、増えてきたというのは、国保会計で立てるように、様々な国保に入ってくる基盤安定負担金とかいろいろ引いていく中で、最後に残った金額を国保税でもらうとすれば1,583万増えることになるということで、4月、5月にかけて行う国保の運協が非常に気になることです、国保税を幾らにするのかという点で。このままでいったら、人口が減ってきて医療費が増えていくということになれば、国保税の増額と税率を上げるということにもなりかねないということを非常に危惧しているわけです。これを避けようと思えば、国保税を引き上げることをやめようとするれば、町が出すか、県が出すか、国が出すかしかないわけですよね。それは本来であれば、私は、一義的には国が国保会計に從來から約束していた、知事会等でも要求していた1兆円を国保会計の中に入れなければ、ほとんどの自治体が引上げをせざるを得ないような状況になってくる。これでは小さい町のほうが大変だし、人口が少なくなるところが公共料金を上げざるを得なくなってくる。この仕組みを何とか覆さなければ安心して住み続けることはできない町になっていくんだろうというふうに考えるわけです。

今回特に指摘したいのは、県が納付金の算定方法を変更しますって言ってきたわけですよ。理由はどういう理由かという、これまでは医療費水準の違いを反映させとったんだけど、これを医療費水準は反映しないような負担方式に変えていきたいので、今回はちょっとずつ5年間でそれやっていきますということで、今まで医療費水準を1とみなしたら0.8で計算してみたというんですね。そしたら、南部町は御存じのように県内で2番目に医療費水準が高いところなんですよ。本来であれば減ってくるのかなと思ったら、これが750万増えてきた。その理由はさっき言った、全体的に引き上がってきているので、増えてこざるを得ないわけですね。だけれど

も、医療費指数の高い南部町とすれば、なべて水準化してくれたほうがいいんじゃないかというのも大きな間違いで、この決定するのは鳥取、米子等の大きな人口を持つところがどういう水準かということが一番影響されてくるし、それに振り回されることになるわけですよ。

今回のこの納付金の算定変更は何を目指してるかというと、全県での保険料の統一ですよ。これがされた場合は、もう2,000人ぐらいしか入っていないうちの町のような国保会計のこのなんかではなくって、大きなところで影響してきますから、それがもろにかぶってくるということになるわけですよ。私は、これは何としても歯止めをかけなければいけないし、現時点、仮にそれが医療費指数を反映してもいいから、各町村で保険税については独自で考えるんだということがなければ、もう町村があと広域化するか、広域化もしているんですけども、町村自体が広域化するかしなければ、それでも対応できないし、保険税が増えてくると、もうそういう深刻な状況だというふうに考えています。一義的には町は国に対して負担を求めていくし、県も自分たちは、県は納付金を出しますよと、こういうふうに言うのであれば、県からも支援をしていただきたいということで、今回は若干出るそうですけども、それをもっと増やしていかなければ国保税の増額につながるだろうと。

3つ目には、そうはいっても住民の暮らしを考えたらこれ以上国保税引き上げることはできない。私は下げるべきだと思っています。そういう事態を避けるためには、今後、一般財源の投入等も考えてしていかなければならない厳しい財政状況になっているのではないかというふうに思っています。

一義的には国に対して保険料の軽減のための負担を求めていくこと、広域化での統一ではなくって独自での保険税を維持すること、そして3つ目には保険税の引下げ、このことを求めて反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田でございます。議案第15号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員のほうからは国の問題、あるいは統一化の問題でいろいろ論議がございました。これにつきましてはなかなか町村だけで対応できるものではございませんので、いろんな対応していかなければいけないと思いますが、今回はこの本町の予算についてだけさせていただきたいと思います。

先ほど歳入歳出予算の話がございましたけれども、歳入では御承知のとおり国民健康保険税が

1億8,484万3,000円、前年に比べて1,583万2,000円、9.37%の増。県の支出金が11億2,074万7,000円、前年に比べて6,558万2,000円、6.22%の増と。

歳出におきましては、保険給付費が10億8,827万1,000円、前年に比べて6,549万2,000円、6.4%の増。国民健康保険事業費納付金2億5,942万5,000円、前年に比べて754万3,000円、2.99%の増となっております。

先ほども予算の増の主な理由ということで、国保加入者は年々減ってるけれども、実際は医療給付費が年々高額になってくるためにこういう予算になっているわけでございます。

また、この予算は加入者の前年所得を基にしますので、今は所得の確定申告が終わったばかりのために確定前の予算ということでございますので、税率が決定なされておりません。税率決定は先ほども言いましたように5月以降の運協で決まるというようなことがございますが、この予算では加入者個々の国保税の額がさっき言いましたように決まっておりません。したがって、この予算に対して国保税が高い、保険料の負担減を求めるといふ、反対する理由が今のところないんじゃないかなと思います。

反対討論されましたけれども、いわゆる国保税が高い、あるいは保険料の負担を減を求めるといふことでありますが、私ども、保険料は安いことにしたのはございませんが、安くするためにはその財源をどこから持ってくるかということだと思います。保険料の負担減にするためには基金の繰り出しというのがございますけれども、それを続けるとやがて基金が底をついてしまって、一般会計に助けを求めるといふようなことで、合併後に一回こういうことをやってしまったことがございますが、これをまたやってしまうことになったらとても健全な国保財政っていうのはできないと私は思っております。

国民健康保険制度っていうのは保険加入者みんなで所得に応じてお金を出し合い、医療費の支払いを2割または3割にする助け合いの制度ということになっております。高額医療費のお世話になることもございます。健全な国保財政のためには、保険料を抑えるためにも保険料の負担減を求めることが必要ですけれども、これには特定健診事業としての病気の予防のための施策にもっと力を入れて、医療費の削減に取り組んでいく必要があると私は思っております。成人病予防やがん検診に力を入れて、病気になりづらい健康づくりに取り組むことが私は必要だと思います。ということで、私は、議案第15号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開はデジタルの時計で10時40分といたします。

午前10時19分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

.....

日程第18 議案第16号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第16号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第16号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を審査いたしました。

本案では、高齢者がピークを迎える中、加入者の多くが年金生活者であることを背景に賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 16号の後期高齢者の医療会計に反対をいたします。

令和7年度予算2億2,490万円、75歳以上の高齢者人口、令和5年度決算では2,232人の方々の医療制度です。2億2,490万円で南部町の会計成り立っているんですが、このうち保険料が1億5,164万5,000円、これが75歳以上の方々から集めている保険料です。これは前年比より約787万増えてくるということになっています。

後期高齢者の仕組みは保険料を集めて、保険料だけではなくて、あとの様々な補助金を出して、分賦金として県に来年度は2億1,248万8,000円を繰り出していくという会計で見たらたったこれだけの中身しかなくて、本当に後期高齢者医療とか国保もそうですけれども、広域化になるということは75歳以上の方々の医療状況はどうであるとか、そういうことがなかなか審査しにくくなってきているというのが現状で、本当にまちづくりのためにこの広域化っていうのは役に立っているんだろうかとしみじみと思うわけです。

こういうふうに後期高齢者ができたときもさんざんいろんな意見があって、後期高齢者の医療で集めるお金も違うんだけど、医療の内容も変わってくる。例えば75歳以上はもう人間ドックは対象にならないとか、人生100年といいながら75歳で区切りをつけるということが本当に国の在り方としてふさわしいのかということを疑問に思うし、刻々と自分もその年代に近づくにつれて思うわけです。やはりこれは一つの差別医療であるなと痛感するところです。一番大きな理由は、このような医療制度ではなく、幾つになっても安心して医療を受けれる制度にやっぱり戻すべきではないかというふうに考えています。

2つ目には、やはりこの町内のほとんど年金暮らしの方々から1億5,160万というお金を集めていくと、これは確かに国保に入っているお金がかかること、事由ですけれども、このままでいけば上がってくることも考えられます。そういうことで考えれば、私はやはり後期高齢者差別医療制度ではなく元に戻すということと、医療費、いわゆる保険料の軽減、これを求めているということ。

3つ目には、受けれる医療で、差別をすべきではないと、こういう立場から後期高齢者の医療制度に反対をしているし、今回の特別会計にも反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田司朗でございます。議案第16号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど後期高齢の県内一本化の中での話がございました。後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化、何より医療費総額の増加が続いております。被保険者数は2025年において、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者になるという、2030年にピークを迎えると予想されておりますが、そのような中で持続可能な社会保障制度とするための医療保険制度改革によって出産育児一時金の財源負担を含めた高齢者負担率の引上げなどが令和6年度から実施されております。

昨年 6 月の少子化対策関連法の成立によって子ども・子育て支援金制度が創設され、令和 8 年度から後期高齢者医療保険の保険料に併せて支援金が徴収されることになっております。また、昨年の 12 月 2 日から従前の被保険者証の新規交付が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みとなるなど、後期高齢者を取り巻く環境は大きく変化している状況でございます。

そのような状況の中から、今年度、後期高齢者医療特別会計予算ということで、南部町では 2 億 2,490 万円で、昨年の当初予算に対して 740 万円、3.4% の増。この会計は、町が被保険者から徴収した保険料を運営主体である鳥取県後期高齢者医療広域連合に負担金として 7 年度は 1 億 5,164 万 5,000 円を支出するというものでございます。あわせて、低所得者世帯に属する被保険者の軽減された保険料の市町村負担分、基盤安定負担金として 4,824 万円を支出するということになっております。

この後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人全員と一定の障がいがあると認定された 65 歳以上の人が加入する高齢者の医療保険制度でございます。病院や薬局等の医療機関にかかれたときに窓口で負担する一部負担金の割合は、所得区分によって 1 割、2 割、3 割と区分されております。そういう状況の中で、医療費が高額になった場合は同じ月内でも 1 か月の医療費の自己負担額は超えた場合、申請して認められると高額療養費として支給される高額医療制度もあります。そしてまた、令和 4 年度 10 月から 2 割負担となる人については自己負担割合の引上げに伴い、1 か月の外来医療費の負担増額を 3,000 円にまで抑える配慮措置が令和 7 年 9 月 30 日までとなっているような状況です。

世帯の所得に基づいて保険料の軽減措置がございます。低所得者に対しては均等割が 7 割、5 割、2 割の軽減制度があります。高齢人口が増えると同時に医療給付費が増加する、そうすると被保険者の医療保険料に跳ね返ってくると、そして広域連合の負担金の支出が増えるというような格好になります。

国保会計でも被保険者の保険料を下げるべきという話がありましたけれども、後期高齢者医療制度はやっぱり制度を維持しながら、広域連合も町村負担が増えないように制度設計をしているところでございますので、ぜひ南部町としても維持できるような取組をしていきたいというように思っているところでございます。

以上のようなことから、議案第 16 号、令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 16 号、令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 17 号

○議長（景山 浩君） 日程第 19、議案第 17 号、令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 17 号、令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計予算を審査いたしました。

審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 17 号、令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 18 号

○議長（景山 浩君） 日程第 20、議案第 18 号、令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 18 号、令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第19号、令和7年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第19号、令和7年度南部町水道事業会計予算について審査をいたしました。

本案では、物価が高騰していることを背景に公共料金はどうあるべきかという視点で賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第19号、令和7年度南部町水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

ずっと言っておりますが、水道料金は公共料金であり、現在の物価高騰、特に燃料費、光熱費が高騰している現在の中では引き下げるべきだという立場が1点。

それと、以前、南部町で基本料金を減免した際、多くの方から大変いいことだった、ぜひ続けてほしい、こういう意見を聞いております。

そして、もう一点は、少なくとも収入により減免措置が必要である、この点を取り上げまして反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨でございます。議案第19号、令和7年度南部町水道事業会計予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど反対意見の方もおっしゃられましたけれども、過去に基本料金の減免ということで2か年町民に対して生活支援をしていただきました。先ほど言われましたように、非常に喜ばれたということだと思います。水道会計、企業会計でありながらそういった対応をしてこられた、していただいた会計だというふうに思っております。

しかし、一方で、昨今は光熱水費の高騰によって動力費というのが物すごく高くなっています。そういった動力費が増大する中で、最終的には損益の見込みとしては580万円の黒字というかつかつの予算が見込まれて組まれています。

収入が増加しない中で、支出、経費のほうがどんどん増えてきている現状で、とても値下げという状況ではないなというふうに私自身は感じておりまして、大変厳しい中での予算ですけれども、ポイントは経営をいかに維持していくかというところだと思っております、予算の中身を見ますと経営努力をされている内容がよくうかがえますので、このたびの予算に対しては賛成していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、令和7年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第20号、令和7年度南部町下水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第20号、令和7年度南部町下水道事業会計予算について審査をいたしました。

この議案についても物価高騰を背景に公共料金の在り方において賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第20号、令和7年度南部町下水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

水道料金同様、下水道料金も公共料金であり、現在昨今の物価高騰の中では引き下げるべきだ、この立場が1点。

それと、もう一点は、下水道会計は今回、公営企業会計になって3つの会計が一本になりました。そして、現在、一般会計からの繰入れがあって黒字を保っておりますけれども、一般会計からの繰入れがなくなった場合、一度に赤字に転落します。また、入れられている金額も大変大きいものです。公営企業会計になったからといって一般会計からの繰入れをなくす、もしくは減らすことによって値上げをすることはいけない、この点ともう一つ、生まれたばかりのお子さんを下水道会計の頭数に入れないこと、そしてやはり下水道会計においても収入により減免措置が必要である、この点を上げて反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。議案第20号、令和7年度南部町下水道事業会計予算に賛成をいたします。

この議案は下水道予算で、町民が日常の生活をしていく上でとても重要な予算であります。先ほど意見言われましたけれども、令和6年度にこれまでの3つの特別会計が統合して企業会計になっております。2年目でございます。

先ほど反対意見でありましたけれども、この会計は繰入金が営業外収益で1億3,814万8,000円、それから資本金収入では7,123万円と、2億円を超える一般会計からの繰入金で

賄っております。ちなみに、使用料収入としては1億6,434万ということで、繰入金のほう
が上回ってる状況でございます。下水道料金、誰も安いほうがいいと思いますけれども、やはり
今、ここでそれを求めるのは少し現実的ではないかなと考えます。それよりも今の料金の体系を
維持していくこと、値上げをしないということが重要ではないでしょうか。

また、この会計は先ほど言いましたように一般会計からの繰入金で成り立っている関係でござ
います。この一般会計からの繰入金を減らさない、なくさないというか、これをやはりしっかりと
と議会のほうでも見ていくことが重要ではないでしょうか。

以上のことから、この下水道予算には賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、令和7年度南部町下水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第21号、令和7年度南部町病院事業会計予算を議題
といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第21号、令和7年度南部町病院事業会計予
算について審査をいたしました。

西伯病院において基本的な町の立ち位置を前提として支援の仕方や在り方、予算の組み方など
で賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた
しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和7年度の西伯病院の会計に反対をいたします。反対理由は、

第3条、病院事業収益の中での医業外収益、他会計補助金、特に町から来る補助金、これを増やすべきであるというのが理由です。

今回、病院事業会計、第3条の病院事業収益は25億6,743万9,000円。中身は、医業収益が20億3,947万1,000円に対し、医業外収益が4億3,700万ということですから。病院の会計というのは以前にもお話しさせていただきましたが、いわゆる支出を見ながら収入を見込んでいくと、こういう中身になっています。

最近の物価高騰、人件費の増で病院の、どこでもそうですけど、南部町自体もそうでしたよね。人件費が上がってきている、物価高騰ではかの光熱水費等も上がってきている。そういう中で、病院のいわゆる支出は人件費や光熱水費等で前年比に対して医業費用約104%ですよね。それに対してそれに見合う医業収益を得なければ成り立たないというところで、今回も御存じのように西伯病院は、令和7年度の出発は令和6年度に比べて医師が減っている状況です。そういう中、今回は令和7年度は入院収益を14億1,600万、外来収益を4億4,730万、介護医療院で9,096万、約19億ちょっとですよね。それに対して令和6年度はどうであったかという、今段階での入院は約11億、外来が3億9,000万、介護医療院は約9,100万ではほぼ変わらないんですけれども、この差というのは結構開いているわけですよ。しかし、それをやり遂げなければなかなかこの黒字になっていかないという点ですよね。

従来、西伯病院というのはできた段階等では人口もあったし、黒字経営が続いていたということですが、最近は御存じのように医療状況の中で自治体病院って本当に大変なんですよ。それでも公立病院があるところは総務省が公立病院の支援等、そもそも成り立ち自体を支えるために総務省が一定の基準を示して特別交付税、それから地方交付税に総務省の繰り出し基準で、これは病院が勝手に決めるのではなくって、そういう基準で町に来る地方交付税の中にこれだけは病院分としては病院で使える分があるという試算をして出した金額は、これを提出してもらいますと、病院側が繰り出し基準でした分のは5億7,785万4,250円。基準外の繰入れ、これは県の繰入れ、これも委員会で大分問題になったんですけども、県の利息補助を交付税の中に入れてちゃって計算しておって、そういう意味でいえば、県基準外繰入れを入れて5億9,760万近くが、これは今の交付税制度の中でも西伯病院に入れてもらっていい金額ではないかという数字がきちんと示された数字も出てきたわけですよ。この差、約1億5,000万ですよ。

それで、中身を見たときに、今回でも前回よりも2億以上収益を上げなければいけないという中で、ここで1億円を出すときに、基準は分かるけれども、話合いの中で補正予算等で組んでいくんだっていうんですけども、この段階でこの繰り出し基準を出さない理由は何なのか。もう

これは明らかに 9 2 億円組んでおきながら、これが出せないというのは何かのしわ寄せが行っているからですよ。補正予算で対応するといいますが、前年度、前々年度見た場合、きちっと当年度で計算をしてるではないですか。結果としてこういうことが出てくるんだということですよ。

もう一つは、町側が西伯病院をどう見るかということです。この公立病院を維持するのが大変で、医者不足が言われている。これ確かに病院側の経営努力もあるかもしれませんが、それだけでは単純に解決しない大きな問題が含まれているわけですよ。そのときに、町立病院があるまちづくりをしていく中間となる病院をどのように位置づけて町が支援をしていくのか、こういう立場から見たときに、この大変な時期で医者も減って、このままでは医療費全体が下がってくるだろうと見ているときに、この繰り出し基準を削ってこれで努力してくれっていうのは、これは町のあるべき姿勢ではないということを厳しく指摘しないといけないと思うんですよ。

西伯病院が総額 5 5 億円出して今の立派な病院ができたときに、病院の職員は給料約 3 % 下がったんですよ。そのときに働いている皆さんがどう言ったかという、私たちは医療行為の中で言ってみたら稼いでいるわけですよ。ほかのところは公営のところでは稼ぐと言っているところではないんですよ。そういうことをしていると。それを 5 5 億立てて、起債償還と光熱水費がすごく上がったわけですよ。その中で努力してくれてやってきたんですけども、これも本末転倒ですよ。そういう中で努力してきているこの今、介護とか医療にはなかなか、医師はとにかく看護師等について、医師もそうですけれども、人がいない中で何を努力していかんといけんかと見たら、待遇をしっかりと保障して、安心して働き続けることのできる整備をしていかんといけんと思うんですよ。そのときにこの 1 億円以上削るということは正直こたえてくるというのが目に見えているではありませんか。非常に悲しい財政の組み方ですよ。私は、即刻補正予算通してこれをつけるべきだというふうに考えています。

そもそも町自体が、地方交付税の計算というのはどういうことで成り立っているのか。確かに町長の一存、町の一存で地方交付税を一般財源で使うのは自由だというふうにおっしゃいます。今回も特別交付税出している、建設に伴う繰り出し基準の分は出している。ところが、ほかの分について、精神科医療のところでは約 1 億超、これ削っているわけですよ。こういう在り方が、私は、病院をもっとしっかりせえという声が、自助努力せえという声がある中でもこういうやり方は住民から支持されないというふうに考えています。そういう意味では、町のこの予算に対する考え方を改めて、少なくとも病院にはこの繰り出し基準総額に該当する額を支給していくべきだと。それでこの考え方そのものを改めるべきだ。今、どうして南部町の中に西伯病院があることの意義を再度考える。それで、公立病院のあるまちづくりということを本気に考えていくべき

だということを厳しく指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7 番、米澤睦雄君。

○議員（7 番 米澤 睦雄君） 7 番、米澤でございます。私は、議案第 2 1 号、令和 7 年度南部町病院事業会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

先ほど反対議員の方が指摘されましたとおり、私もこれはひどい予算だと思っております。といいますのが、他会計補助金の減額に対しまして、医師が減っている中で入院収益、外来収益、その他医業収益で穴埋めをしている。本当にそれが可能なのでしょうか。病院も恐らく町執行部からの指示でこのような予算を組まざるを得なかったと思い、同情いたします。町執行部は予算決算常任委員会の席上、減額した補助金については補正対応するということを明言されましたので、取りあえず賛成に回りたいと思います。

なお、病院は現在、医師の不足、患者数の減少などで非常に四苦八苦しておられます。運営も大変であろうと思います。令和 6 年度の補正でも 3 億円の長期借入れをしております。この事態に町の執行部は何を考えてるのかと思います。

先ほど同僚議員が申しましたとおり、今こそ地域医療の核、西伯病院を守るため、地域一体となって西伯病院を守る活動をしなくてはなりません。まずはその一歩から、強制はできませんが、案外簡単なことなんですけども、議員、それから役場の職員がまず西伯病院に病気になったらわかる、また、その家族が西伯病院にかかる。議員、職員は地域の方に西伯病院を紹介するなど、官民一緒になってまずは小さくても活動を起こしていく、こういうことを願って賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 2 1 号、令和 7 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号、令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 2 号、令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 2 号、令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 5、議案第 2 3 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 3 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 3 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 6、議案第 2 4 号、令和 6 年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 4 号、令和 6 年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 4 号、令和 6 年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 2 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 7、議案第 2 5 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 5 号、町道路線の認定について審査をい

たしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 25 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 陳情第 12 号

○議長（景山 浩君） 日程第 28、陳情第 12 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤でございます。陳情第 12 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について民生教育常任委員会で審議しました結果、全員一致で採択すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 12 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、

長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第 29 陳情第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 29、陳情第 1 号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長でございます。付託を受けました陳情第 1 号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について令和 7 年 3 月 7 日に当委員会を招集いたしまして、下記について審査をしました。委員の皆様には事前に陳情書の内容について熟読していただくようお願いしておりましたので、当日は皆様の御意見を伺ったところでございます。

最終的に挙手をもって賛否を諮りましたところ、挙手少数で不採択というふうになりました。不採択としてよいか募ったところ、異議なしとの声がありまして、陳情第 1 号を不採択と決したことを報告いたします。

その中で賛否両論ございましたので、一部を紹介させていただきます。まず、可の理由でございますが、最低賃金を上げないと物価高騰の中で苦しい人を助けられない。中小企業に対しては国が抜本的な補助を行わなければ守れない。企業だけに任せず、国の責任で助ける仕組みをつくる。東京一極集中を解消するためにも最低賃金の一律化は必要である。少子高齢化は生活が安定する収入が入ってこないと収まらないという意見と、否の理由でございますが、地理的な経済状況や環境が違いう中で最低賃金を全国一律にすることには抵抗を感じる。雇用を控えたり、人件費を払うために経費が圧迫されたりすることも考えられる。最低賃金は審議会があり、毎年決められており、地方には合った制度であり、鳥取県でも年々上がっている状況。尊重すべきである。鳥取県には鳥取県に合った最低賃金があるのではないかと。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 総務経済常任委員会で審議なされたということです。

今回の最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書は、後段で3つの点を求めています。一つは、政府は最低賃金法を全国一律制度に改正すること。2つ目には、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金、直ちに1,500円を実現し、1,700円を目指すこと。3つ目には、最低賃金の上げができ、経営が継続できるように中小企業、小規模事業所への支援を抜本的に拡充・強化し、国民の命と暮らしを守ること。この3つが書かれているんですけども、委員会の中ではこの3つの点について、最低賃金を全国一律制度に改正することについては、なぜいけなかったのか。ここは賛同できない理由は何だったのかっていうのと、この最低賃金を直ちに1,500円から1,700円目指すと、最低賃金上げましょうということについては、意見はどうだったんでしょうか。

それと、3つ目には、恐らくこれが、いわゆる中小業者の負担が耐えられないっていうことが今の報告聞いて一番大きかったのかなと思うんですけども、ここには耐えろと言ってるんじゃないかって、それが耐えられるように支援策を抜本的に拡充・強化しろと、こういう内容だと思うんですよね。現状のままでやれというふうに書いていないんですけども、この3点について私は一致するところがあるんじゃないかと思うんですよ、全面的に今のお話聞いて。それについてはどうだったんでしょうか。例えば1が、一律にする改正することがどういう理由でいけなかったの、一致しなかったのか、2点、3点目について、これをちょっと説明いただけませんか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。1点目の件でございますが、今現在鳥取県の最低賃金が957円でございます。それを直ちに1,500円を実現して1,700円を目指すことについては無理があるので、鳥取県には鳥取県に合った最低賃金がふさわしいのではないかという意見がありました。

あとの2点については意見として出ておりませんので、何ともお答えができない状況でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どうしても委員会に付託してるから委員長にお聞きすることになるんですけども、先ほど言った最低賃金のところでも957円で、鳥取県には鳥取にふさわしい最低賃金があると。ということは、この957円が適当だというふうに判断したということですか。私がちょっと言いたいのは、もしほな3つともいけなくとも、どれか一つでも合ったら一致できてやれたんじゃないかと思うんですね。政府は最低賃金を全国一律に改正すること、こ

れはいけなかったら、全国一律はいけんということですか。その理由を知りたいんです。鳥取には鳥取の事情があって957円は、それはそれでいいという結論になったわけですか。それを知りたいんですよ。

次のどうも1,500円は実現せんと、極端に言ったらあかんよって、それは分かったんですよ。今、957円を一律に1,500円だって、それは無理があるということは、それは分かったんですよ。この中身も分かったんだ、このすぐやるということも中小業者への支援をすべきだという意見なんですけれども、それについてはどういう意見があったんでしょうか。地方創生にお金使ったんだら、ここにお金使ったら一番鳥取県なんか地方創生の何分の1が解決できるんですよ。ここにお金使ってくれたらと思うんですね。だから、現状が大変だからこそ皆さんと一致して上げたいなと思うんですけども、その辺は、2番は分かりましたわ。

1番の全国一律制度に改正することが、やっぱり差があったほうがいいという意見ですか。もしよければ、差があったほうがいいというのであれば、どうして差があったほうがいいのかちょっと教えて、どういう意見が出たのか教えてほしいということと、3番は協議しなかったということですか。（サイレン吹鳴）

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。地方で決められた最低賃金と国で決められる最低賃金があるということで、地方には地方に合った最低賃金の決め方で決められているので、そのほうがよいのではないかという意見がございました。

3番につきましては、確認してもよろしいですか。（発言する者あり）3番についてはそのような意見は出ておりませんので、私が言うことにはならないと思いますので。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、何回も申し訳ございません。もう少しちょっと審査の内容を教えてください。

私は、今回出た意見書を読んだときに、今までと違う突っ込んだ形での意見書を出してこれたんだなと思ったんです。その一つは、そもそも最低賃金とは何かというところで3つの要素って書いていましたよね。はあ、なるほどと思ったんですよ、その3つの要素で決まるんだと。地域の労働者の生計費、それから賃金、事業の賃金支払い能力を考慮するんだと、こういうふうに書いてあるんですね。ああ、そうかと、それで地方の県の最低賃金の審議会なんかはこれを見るんだなと思うんですけども、この辺の御審査はどうだったんでしょうか。鳥取県の場合には、それがふさわしいというのは、その地域の労働者の生計費を見た場合、957円はいいのだと。賃

金も大体よそから見たらこの957円が妥当、1,000円に行かなくっても、今の状況そうではないんだということで現状肯定していると、そういうことでしょうか。

それと、3つ目の事業者の支払い能力って、これは皆さん指摘していることですよね。担保がないということで分かりましたが、あとの2つについてはどんな、審査なされたのであればちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。県のやり方が云々というお話は出てないんですけども、現在は957円ということで、これは止まっているわけじゃなくて、少しずつでも上がってきてる現実があるということから、これを否定するものではないという意見はありましたが、それ以上突っ込んだ意見は出ませんでしたので、お答えができないところでございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、井原啓明君。（「同じ委員会」と呼ぶ者あり）ああ、失礼しました。同一の委員会ですので、質疑はできません。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原啓明です。今、私も委員として参加しておりましたので、委員長の報告はよく分かりました。ただ、私が高場で意見として言ったことが少し抜けておりましたので、そのことを言いたいと思います。

まずは、全国一律1,500円っていうこの意見書の中に書いてあることについては、当然実現していかなければならないということと、それから海外の情勢を見てもヨーロッパ、アメリカ、この為替のこともあるかもしれませんが、実態として2,000円台まで最低賃金が上がっている。この意見書の中にもありますけども、日本の最低賃金はOECD諸国の中で最低水準である。そのことを勘案しても最低賃金は最低でも1,500円まで上げる必要があるじゃないかと。それは中小企業さんに対しては確かに経営的な困難を及ぼすことかもしれませんが、それを補填、補助するのが国の責任ではないでしょうかということを申し上げました。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8 番、長束博信君。

○議員（8 番 長束 博信君） 8 番、長束博信です。「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、委員長報告不採択に賛成の立場で討論いたします。

今年の春闘は、大企業で昨年に引き続き大幅な賃上げがなされました。現在、中小企業が賃金の改定交渉を行っている最中と思われますが、大企業の賃上げが関連企業、中小企業、そして末端の零細企業まで同様な賃上げが進み、価格転嫁が通常レベルで可能となれば最低賃金もアップできる図式が見えてくると考えています。

しかしながら、働き方改革で様々な法律や規則が改定され、労働・勤務時間や労働条件が厳しく制限されてくる中で、中小企業にとっては大変な事態が生じてきているにもかかわらず、労働者の格差是正に取り組む最低賃金の改定がなされ、陳情書、意見書にあるとおり、全国平均で 1,055 円、5.1%のアップとなり、これに対応することが必要となりました。

働く人、労働者の賃金アップには賛同するものですが、陳情書、意見書では、1、全国一律にすること。2、直ちに 1,500 円を実現し、1,700 円を目指すとあります。東京のような都会に住む地域とこの南部町に住む地域とでは地域性が大きく異なります。衣食住の生活に関わる全ての条件、物価なども異なります。負担するものも異なっています。最低賃金は 1,000 円台を目指すことで進められ、ようやくに全国平均で 1,055 円の改定額に到達しましたが、これを一足飛びで全国一律に、そして 1.5 倍から 1.7 倍にせよというのには少し無理があるように思います。中小企業の存続さえ危ぶまれる事態を招きかねません。だから政府にこの存続危機を出さないように支援策を講じるというのはいささか乱暴ではないかとも思います。全国津々浦々の中小企業や零細企業、地域の食堂や商店など、どのような線引きをし、どのような支援をすれば事業が守られ、雇用が守られるのか、全国では様々な職種があり、施策ができるのか、調整するにしても現時点で大変難しい気がします。

先ほども述べましたが、経済や地域性が全国で異なるのに一足飛びに一律にし、1.5 倍から 1.7 倍にしないといけないのでしょうか。春闘は労使による団体交渉で、労働者と企業がお互いに企業の存続を前提に妥結点を見だし、賃金の水準を決めています。最低賃金は全国の様々な業種の賃金レベルを勘案した上で審査会、審議会等を経て水準を決定しているもので、いわゆる地方の小さな事業者も何とか対応できるバランスを考慮したものになっていると理解しています。

繰り返しますが、陳情書、意見書の全国一律や直ちに1.5から1.7倍へ一足飛びに求めるものではなく、情勢把握しながら最低賃金の在り方やセーフティーネット制度確立などを求めていくことがよいのではないかと考えます。

以上のことから、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に反対するものです。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私はこれを採択すべきだと思います。それに先ほどの話を聞いて、どっか一致点がないだろうかっていうふうに思っているわけですよ。少なくとも先ほどの反対する意見の方なんかも聞いて、中小業者が大変であるとか、中小業者を助ける担保ができないからこれには賛同しかねるというのであれば、地方議会というのは議会の名でもって国に対して意見書を上げていくという貴重な仕事があるわけですよ。そこで、今の中でそれを守るように、中小業者を法的に守れるような法律をつくって、支援法等つくってやっていくことを求めていくことは一致できるんじゃないかなと思って先ほどから聞いておりました。

例えばこれは24年、去年の秋の資料ですけれども、最賃、ドイツでは1,923円、イギリスが1,875円、フランス1,785円、お隣の韓国では1,084円という数字が出てるんですね。例えばドイツやイギリスやフランスが、これが中小業者がしっかりしているから成り立ってるかという、どこも資本主義の国ですから中小業者って大変なんですよ。どうしてるかっていったら国が中小企業策を取ってるからこの金額できているんですよ。だから、私たちも一番にすべきことは、中小業者を支援していく方法を法的に整備をしていくということを求めているし、3番はそれを求めているのではないかなというふうに思うわけです。

それで、徐々に徐々にと言いますけれども、最低賃金制度というのはその地域の労働者の賃金の基になっているから、ここの動向で引き上げられたりとか据え置いたりされることが多くって、最賃っていうのはそういう意味では大きな役割を果たしていくところです。ここが上がらなくて、今、ケアワーカーで上げましょうとか女性にもっと賃金をといても、ここの最賃が一番こたえているわけですよ。そこを上げる方法をあらゆる方法で考えなければ労働者の賃金は引き上げられないだろうと、これは皆さん御承知のことだと思うんですよ。だとすれば、それを上げていくためにどういう努力していくか。1,500円、1,700円が高いのであれば、どういうことをすれば引き上がるかということで、ここの意見書の方はそれを、障害になってるのがいわゆる全国で一律ではない賃金制度だって言ってるんですよ。これもまた非常に納得するんですよ、

それが足を引っ張っているんだと。ほとんど世界中の主流は全国统一した賃金の最低賃金なんですよね。

どうことが起こってるかという、1,055円の標準の賃金でも200万にならないんです。手取り180万そこそこなんです、月20万にならないんですよ。鳥取県の957円っていったら、書いてあるように16万から18万ですよ。これを言われたら自治体が困るのは、ここに会計年度任用職員が入ってるからですよ。ということは、会計年度任用職員も上げようと思ったらこの最低賃金を上げてこなければ、なかなか抜本的に改善されないというところがあるわけですよ。それが私たちは何もなしに中小業者は努力せえというんじゃないって、法的に整えるために正式な議会で上げていこうではないかっていうことを提案してるっていうことは、これはぜひ意見書の趣旨でもあるし、私たちもこの制度を使って声を上げていきたいと思うんですよ。思っていること、同じじゃないかと思うんですよ。上がらんより上がったほうがいいし、身近に見とったら957円で生活できるわけじゃないんですよ。

そういうことを考えたら、その上げていく方法を、私は、この意見書の方は率直にどこに問題があるかって述べているし、少なくとも地方創生の意味からいっても最低賃金のこの格差をやめべきで、全国统一というのはもうまず最低の条件だというふうに考えていますので、ぜひとも御一緒に上げたいと思いますので、再度考え直していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井隆です。私は、この陳情に対して反対の意見を述べさせていただきます。

まずは、最低賃金についてる長東副議長のほうから討論をしていただきました。もう全くそのとおりで、これ以上補足することはないほど対応してもらったんですけど、私のほうからは真壁議員のほうから滝山委員長のほうに質疑をされた部分について、若干それに対して討論してみたいと思います。

まず、1番目、政府は最低賃金法を全国一律制度に改正することということでありますけれど、これは最低賃金は物価の違いや必要生活費の違いがあるというふうに思います。まずは、国のほうの最低賃金審議会が全国どのくらい1年前と上げるのかというのを答申をして、それで各県のほうに賃金審議会が持たれて採用されて、結果、鳥取県については957円ということで、前回から比べると60円くらい上がったんですかね。過去10年前と比べると280円くらい上がってきてるんです。そういった流れはやはり経済の疲弊もありますでしょう。そういった関係で給

料のほうを少し、賃金のほうを少しでもたくさん労働者の方に対応していくという施策が十分感じ取れるところだというふうに思います。

全国一律ということになるとさっき言ったように、副議長も言われました、地域によっての生活が違うんだ、それを加味した形で各県ごとで決めているというところ。だから、まず一律については、それはできないというふうに思います。1番がなくなれば2番と3番はおのずともうできないということになりますけれど、例えば2番の最低賃金、直ちに1,500円、どうなんでしょう。今、鳥取県957円が1,500円になれば、それを支えている企業、中小企業は本当に大変になることじゃないかなというふうに思います。

先ほど真壁議員の討論でヨーロッパ諸国の賃金を言われました。アメリカはどちらかというところ日本とほとんど変わりません。日本より低い。ただ、大都会については相当高いということはありませんけど、地域によって格差もあるということと、それとヨーロッパについては、ヨーロッパは委員会でも言いましたけど、消費税が全然違うんです。20%以上の消費税を生活者は払っている。そうすればおのずと賃金もないと生活ができないわけですので、それに対してそれぞれの国の施策として中小企業にも支援ができると。今の日本の8%ではなかなかそこに及びつかないというのが現状ではないでしょうか。これをまとめるならば、消費税をしっかりと上げて、そして住民、国民の方にそれを還元していくそういった一つの流れ、経済の循環ができるようなことにならないと、これは対応できないんじゃないかなというふうに思います。

そして、3番目です、中小企業への支援。給料のための、賃金のための支援は、私は、それは本末転倒であるというふうに思います。賃金が1,500円になれば物価ももちろん今以上に上がり、インフレの状態が加速していくというふうに思います。やはり日本の経済に合った、地域の経済に合った賃金を決定することが今の日本としての姿であるというふうに思い、討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に反対ですね。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。まず、最低賃金の考え方について言わせていただきます。現在、1年間を52週で計算した場合、1か月平均が4.3週になります。1日8時間月曜日から土曜日まで6日働いた場合、1,000円で計算すると20万6,400円になります。この金額からもろもろの税金を引いた場合、生活するのが苦しいというのが現状です。もしこれを1,500円で計算した場合、30万9,600円。辛うじて税金を引いた場合、何とか生活していける、そういう金額になります。現在の最低賃金では生活ができないっていうの

が現状であり、1,500円ぐらいにまで引き上げないと生活が成り立たない、これが1点。

それと2点目、失われた30年という言葉があります。アベノミクスの考えはもともと大企業がもうかった場合、そのもうかった部分が労働者に反映される。だから、企業優先の政策を取っていけば最終的には労働者も潤う、こういった考えでした。ところが、実際のところ、アベノミクスではどうなったかという、労働者に返らず、ほとんどが大企業では内部留保という形になってしまった。その結果、先進国では唯一、実質賃金が上がらない、これが日本です。この内部留保に対して期間限定で課税をすること、そしてそのこと、課税で出てくる金額を中小企業支援にすれば、中小企業、賃金を上げることが可能である、こういう試算がまずあります。

それと、もう一点、板井議員のほう、先ほどヨーロッパの消費税のこと言われましたけれども、日本と外国の、特にヨーロッパの場合、消費税の使われ方が全然違います。日本の場合、消費税が国民のために使われているかっていうと、甚だこれが疎いところがあります。ヨーロッパの場合、消費税は確かに高いですが、その分学費がない、それから病院での支払いがほとんどない、こういった形に使われています。日本とヨーロッパの場合、消費税を単純に比較することはできません。

以上の理由で今回の陳情第1号、採択すべきだという立場での意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨です。反対の立場で話をさせていただきます。

先ほど来、特に長束議員の理論立った理由がなるほどなと同感であります。やっぱり東京とか都心部での生活経費と、ここら鳥取県とか地方での生活経費っていうレベルって相当まだ差があると思っておりまして、それを一律に1,500円にすることには、なかなか大変なことだろうなというふうに思います。というのが、私、町内の中小企業さんであったり、商店さんであったり、町内の飲食店さんの玄関に時給1,000円っていう看板を見たことがあります。町内でも、1,000円でも結構高いなっていう、募集だなんて思うぐらいですので、1,500円で統一されてしまうと、それより下回った賃金で雇用すれば今度は罰則規定もありますから、そういうことには一足飛びにはならんだろうなと思っています。唯一のコンビニさん、ローソンでもそんな1,500円、深夜勤務でもなかなかそこまではまだなってないと思いますので、地方でのそういう一律1,500円とか、あるいは1,700円目指すんだとかっていうのが具体的に、現実的に考えれば無理があるんだろうなというふうに感じています。

それから、外国の話が出ておりました。私もちょっと検索してみましたところ、確かに外国では一本化、一律賃金っていうのがありますが、その中身をちょっと探してみましたら、同一なんですけれども、その中には職種別ですとか、年齢別ですとか、それぞれに一律なんだけど、こういう職種の仕事をしておられる方はこの金額、年齢が何歳代の人は幾らとかやっぱり小分けになっていたんで、これは日本でいう一律1,500円っていうのは、そういう細分化もなしに一括ですするなどはどうかなというふうに、外国は外国の事例があるわけですので、そういうことにもならんだろうなと思います。

それから、最後に、やっぱり中小企業の支援策という話もありましたけれど、それが担保があって、それと賃上げとが、最賃上げが並行して動くのであれば考えられることかもしれないですけども、現時点ではそれが可能になりますとか、どういう支援の仕方になるのかもまだ見えてもおりませんので、それがまた1,500円問題と中小企業の支援の問題が3つの項目で全部要望書になってますので、これは全部クリアというわけにはならんというふうに私、思いまして、これには現時点反対ということに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。（発言する者あり）

休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨です。冒頭に私、委員長報告にっていうことで言いませんでしたけども、反対っていうような言い方しましたけども、委員長報告には賛成でございますので、冒頭のところをそういうふうに付け足したいと思います。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に賛成ですか。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 議長のお許しをいただきましたので、1点だけ本当シンプルに発言させていただきますけども、時給が高いか安いという話ですが、ちょっと数年前、最新デー

タではないんですが、国交省が驚きのデータを出したことがあります。いわゆる都道府県別豊かさランキングというものです。1位が三重県、そして富山県、山形県と続きます、一番貧しい県は東京都なんだと。これはどういうことかといいますと、可処分所得というものがあって給料から必要なものを引かれますよね。いわゆる手取りの部分です。そこから家賃、食費、光熱費、通勤に係る経費など全て引いて、自分で自由に使えるお小遣いはどれぐらいありますかというところがランキングされたわけです。東京が一番貧しく、鳥取県は8番目です。決して私たちは貧しいところで住んでいるわけではございませんということを1点付け加えて、委員長報告に賛成したいと思います。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたが、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第30 議案第26号

○議長（景山 浩君） 日程第30、議案第26号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。令和6年度南部町一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。資料のほうは横判の一般会計補正予算書で説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第 26 号

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度南部町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,497 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,959,554 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 21 日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和 7 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

今回の補正でございますけども、特別医療費助成と道路維持事業におきまして、提案日以降にさらに増額の必要が生じたということでございます。これに伴い、補正を行うものです。

ページでいいますと 3 ページ目です。歳出の表を御覧ください。第 1 表の歳出では、3 款民生費、1 項社会福祉費において 152 万円の増額、それから 7 款土木費、2 項道路橋梁費において 397 万 7,000 円の増額となり、補正額の合計は 549 万 7,000 円となります。

1 ページ戻りまして、2 ページ目を御覧ください。歳入では、15 款県支出金、2 項県補助金が 75 万 9,000 円の増額、それから 18 款繰入金、2 項基金繰入金を 473 万 8,000 円増額し、補正合計が 549 万 7,000 円となります。

具体的な詳細については、6 ページと 7 ページを御覧いただきたいと思います。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） これ追加議案なので、ここで質疑をいたします。説明資料の 3 月補正の 1 ページで特別医療費助成がプラス 152 万になっています。理由として、特別医療費の償還払いが 2 月から 3 月にかけて申請された方が複数名あったということなんですけども、この状況での表を見ると、令和 6 年度に比べて例えば 1 月で 123%、2 月で 132% の増になっているわけですね。これが全てこの特別医療の償還払いによるものですか。それとも、例えば 1

月なんか2割近く増えてるんですけども、何か傾向ってあるんですか、この2月、3月に。特別な理由ってあるんですか。この増えたのは償還払いが集中したことだけなんですか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。この増額分につきましては、ほぼこの償還払いによるものです。大体今年度から小児の無償化が始まりまして、この小児無償化部分につきましても毎月少しずつ増加しているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第27号

○議長（景山 浩君） 日程第31、議案第27号、財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、議案書の2ページをお願いいたします。議案第27号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、記載の土地、南部町天萬2271番地ほか19筆でございます。面積は1万1,067.1平方メートルです。取得金額は3,961万1,818円でございます。

取得の理由につきましては、統合保育所整備事業用地ということでお願いをするものでござい

ます。このタイミングになりましたのは、かねてより当該地域が農業振興地域の計画区域ということでその手続を進めておりましたけども、それが3月13日付で全て完了して計画区域変更ということになりましたので、このタイミングになったものでございます。併せて御承知おきいただきたいと思います。

取得の相手方につきましては、議案書に記載の南部町在住の個人13名、米子市在住の個人2名、島根県在住の個人1名でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第27号は、財産の取得についてです。取得する面積が1万1,067.1平米、約1ヘクタール。取得金額3,961万1,818円なんですけども、この1万1,000平米、これがいわゆる保育園の用地だと、保育園の建設用地だということなんですけども、保育園の建築の延べ床面積は1,500平米ぐらいでしたよね。あとの8,500平米の使い方をどんなふうに計画されてるのか教えてください。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。取得した面積の活用目的ということでございます。今の面積の概算で申し上げますと、駐車場に約2,900平米、園庭に約1,300平米、園内を進入します道路、園内通路としまして600平米、自然広場及び遊具の広場として2,800平米、そのほか園舎の外周管理通路、こちらは園舎の奥のほうにもメンテナンス等で進入する必要もございまして、そういったところの外周通路としまして2,000平米ということで確保をしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 駐車場に2,900平米、これが2,900平米っていうのが約60台から70台分の広さだということになるわけですか。

今回の担当課から出されました保育園の総事業費18億円を超える事業のうち、特にほかの保育園に比べて目立ったのはこの土地取得と造成ですよね。これにほかと比べてお金がたくさんかかっていることは分かりました。中には建設費用12億のうちの約2億円が外構費だっていうふうになっておっしゃってるんですよね。この外構費というのは駐車場を造ったりとか、進入路造ったり自然広場を造ったりと、これで全て2億円だということになるわけですか。

これは町長、どういうふうに思われますか。一つの保育園で定数が120名のところで1万平

米の土地ですよ。そこに駐車場が2,900、約3,000平米で約70台の車止めれるようにすると。本当にこういう大きいものを造らないといけなかったのかと。駐車場にしたら、いわゆる舗装したら舗装ってすごく高いんですよ。この2億円ってそれにほとんど使えるのかなと思うんですけども、その辺の2億円と概算してきたことと、それから本当にこういうふうに駐車場をこれだけ広く取らないといけないのかということについてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。1ヘクタールちょっとの面積を今回議会に付して、御理解いただきたいと思ってます。

その中で、駐車場というのはやはりこういう教育環境施設の中では必ず必要になりますし、路上駐車を前提にしながら園舎を建設するということもできません。これまでつくし保育園にはそれ専用の駐車場、そしてさくら保育園は神社のほうからお借りをした土地を使いながらこれまで運営してきました。当然ながらそういう附帯的な面積というのは必ずついてまいりますので、ぜひこの辺りのところはより御理解いただきたいと思います。

それから、附帯工事の2億円といえますのは確かに大きいと思っています。ただ、駐車場を新たに造らなくちゃいけなかったことや、それから周りのフェンスだとか、今回も議会の中で言われましたように安全管理は十分配慮しなければならない、そういうことを含めると一定の費用がかかるといったことも致し方ない事実でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 駐車場も何もないよりあったほうがいいし、広く取れるんだったら取ったほうがいいのかというふうに思われてこういう計画を出されたのかかもしれませんが、住民からどういう声が上がってるかといいますと、町長、意見言ったらいけんね。これは1万平米の用地を使って、2億円以上も外構費をつけてこのする建物を無償で伯耆の国に貸与するんですよ。それもできてるとき分かってないのは、もうできてるときから伯耆の国も一緒に参加して話をし、こんなにほかではよその町にもないような大きなものを建てて、どこの町に、うちの町の施設の中でもこんなに駐車場持っていないような70台をつけてするっていうのは、これは大盤振る舞いだと、私はそう思うんですけども、その辺はどう考えますか。

それと、人口減ですよ。駐車場が要るんであれば、申し訳ないですけど、話聞いたのは、毎日送り迎えするのに70台も要らないんですよ。年に1回の学習発表会とか運動会ありますよね。近くに大安寺の駐車場あるじゃないですか。使おうと思ったら使えるんですよ。それ考えたときに、そういうことも吟味して、どういうふうにして財政を縮減しながらよりいいもん造っていく

かっていうところが見えてこないわけですよ。そういう声にどう答えますか。本当に1万平米があって、70台の駐車場造らなければいけなかったんですか。それを無償貸与するということについて、住民感情からはこれでは大盤振る舞いではないかという声にどのようにお答えになりますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。1万平米の面積は決して広いものではないと思っています。これは議会にお諮りした類似団体ともほぼ1ヘクタールの用地を用意してるといったことはあると思ってます。費用が上がったところに駐車場が新たにできたといったことあるかもしれませんが、一つには周りにある住居の皆さんとの、保育園との距離を取るといったことも必要になってまいりますし、その間に有効な土地が提供いただけるといったことでそれを駐車場として有効利用すると、こういったことはやはり重要なことだろうと思っています。何より増してやはり子供たちの環境といったものは後から後からといったわけにはなかなかならないわけですし、一番最初にしっかりとした計画を立ててやる必要があろうと思っています。そういう中で、今回この1万平米の面積について決して過大なものではないと思っています。

また、無償貸与につきましては、これは行財政運営審議会等々も言われましたように、人口が減少する中で保育の安定的な運営をぜひ考慮してほしいといったお声もいただいております。全て町内の子供たちが通う大事な保育園でございます。ぜひ安定的な運営をする上にも、やはりこういう無償貸与といった条件というものも御理解いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原です。私が聞きたいのは、この土地の一覧表の中にあります一番上っていうのかな、山林が1区画あります。番地でいうと1072。それは一番上側の左手になる部分なんですけれども、以前の説明では里地里山の風景をつくるようなための取得だというふうに説明があったと思いますけれども、ここが1反分ぐらいあるんですよね。今現在はこれは山林というか、木が植わったような場所になっているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。今現在はこちらは杉林ということで、山林の状態になっております。

○議長（景山 浩君） 2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。実はこの間、天気がよかったんで、ちょっと僕も

現場を見てきました。田があって、以前使われていたイノシシの鉄柵があって、それから電線の柵がこうあってもう使用してないような状況だったですけども、その向こう側に今言われた杉林、それからササがうわあとなった状態になったところがありました。多分そこが山林ということだと思います。

何が聞きたいかというと、その山林部分を買われて、そこにフェンスが来るとは思いますけども、そのすぐ向こうというのはもう本当の山なんですよ。何の整地した場所も恐らくないし、そういったもう……。柵は造られるんでしょうけども、いわゆる里地里山の子供の遊び場、坂道のところのすぐそばがもう山なわけですよ。その管理っていうのはもちろん町が買われる土地じゃないんだから、山の土地の持ち主さんが管理されないかと思うんですけども、保育園のフェンスがあるすぐそばはもう山の中という状態なんですけども、そこをどうされるつもりなのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。言われますようにフェンスから向こう側といいますか、こちらは民地ということで、民地の方に基本的には管理をしていただくという考えでございます。

○議長（景山 浩君） 2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原です。そういうことだろうと思いましたが、場所的にはそこから左っていうのは今度埋め立てられる下池の場所になって、高さ的にもずどんと降りる、かなり三、四メートルの高さがあるところだと思うんですよ。どういう形でため池を埋められるのかはちょっと想像ができない。池の土手のところを埋められる高さなのか、それよりも盛られるのか分かんなんですけども、保育園の隣接地としては非常に危険を感じました。ここにフェンスがあってここまで子供たちが遊びに来れる。でも、下は田んぼだけど、谷というような状況なんです。そういったところが入っていないっていうんですか、今の取得する用地の中にね。安全性は専門家に調べてもらって確認してあると言われましたけど、私が見た現地の状況ではちょっとそれは本当だろうかという疑問がありました。質問にならんかもしれないですけども、そこら辺を一度皆さんで議員も執行部の方も全員で確認されたほうがいいじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 井原議員。

○議員（2番 井原 啓明君） はい。

○議長（景山 浩君） 質疑ですので、質疑の形で終わっていただきたいと思います。

○議員（２番 井原 啓明君） すみません。井原です。ということで、土地の安全性の確認してあると言われましたけども、現場を見た限りでは想像がつかないというか、完成したところの想像がつかないんで、そこら辺図面も描いてありますけども、私が疑問にしているところが理解できない図面がないんで、縦、横での図面を出していただけたらなと思います。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後１時２１分休憩

.....

午後１時２４分再開

○議長（景山 浩君） では、再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。井原議員のほうが現地で確認したいということでございますので、特別委員会を持って現地で皆さんと一緒にそこに立って安全性の確認、そして面積でいったら今日、御承認いただかなくてはなりませんけども、今のお話の中ではもっと安全性を求めて広く面積を取るべきだというような御意見もありましたけれども、今回の面積の中で、１．１ヘクタールで十分安全性は確保できますし、面積要件もそろっておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 質疑ですね。

４番、加藤学君。

○議員（４番 加藤 学君） ４番、加藤です。土地改良区の承諾はどうなってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。今回の用地造成、用地取得に当たりましての各種農地関係の手續上、土地改良区の同意というものは必要になっておりますので、それはクリアをさせていただいております。

○議長（景山 浩君） ４番、加藤学君。

○議員（４番 加藤 学君） 承諾はもう取れてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。申請に当たりまして、同意書は頂いております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、今回の土地取得には反対をします。

取組に当たっては再度住民に説明をして、財政の規模、場所の広さも含めて住民の話を聞いて、住民に情報も提供して、広く意見を聞いて取り組むべきだというふうに考えています。とりわけ先ほども確認したように、1万平米は決して広くはないといいますが、土地購入から造成含めて総事業費が大きく18億円と広がってきているわけです。

そういう中で、振り返ることなく、今まで何年もかけてやってきた大前提は、すみれこども園を建てたときの6億幾らをして、高くっても7億5,000万円だということで試算をしてきたというのが経過にあるわけです。それを考えれば、幾ら物価高騰といえども2倍以上引き上がるということは、これは規模も大きくして大盤振る舞いをしているという数字にしかすぎないと思うのです。であれば、一体どこの意見を聞いてこんなに大きなものを建てようとしているのかということが、住民にもはっきり説明しないといけないんじゃないかと思うんです。

とりわけ住民からは、この場所についてはやはり保護者の中からもこの場所にすると知らないなかったって声も出てきてるわけです。以前に聞いたというふうにおっしゃいますが、決してその聞き方は十分じゃなかったということを肝に銘じるべきだと思うのです。それで住民説明会を一刻も早く開いて、このような計画しているけどどうだろうかということを最低限公費を使ってするので、町のほうに責任があるのではないかというふうに考えています。

そして、町長は、先ほどの質疑の中では1ヘクタールは過大なものではない、人口減少の中で保育の安定を求めていくために早く建てたいんだとおっしゃいますが、保育の安定で町が責任を持つというのであれば、民間移管にするのではなく町立保育園として維持していくことが一番の安定につながることはないかと思うんです。公費を使って2億円以上かけて、2億5,000万、3億円近い土地を造って、それを無償譲渡して、無償譲渡するが、今後の管理そのものを含めて町立である限り町が管理していかなきゃいけないわけですね。そういうことをやっていく中で、今このことを多額のお金をかけて新しいものをそっくり、公募もしていない民間に無償で貸与していくということは、この民間に対しての大盤振る舞いであり、住民には民間と町との関係も明らかにされていない、非常に不透明だということで、このようなお金が動くことに住民は不信感を持っていると、こういうことをしっかり述べて、今回の土地取得はもう少し考えて先

に延ばして、住民に場所も含めて説明をしていくべきだということを言って反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私は、この財産の取得について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず一番は、先ほど7年度の新年度予算を賛成多数で通しました。その通した中には保育園の造成、建設、これが入っています。この予算を通したんです。まず、この財産を取得しないとそれ以上のことができなくなる、これは7年度予算を進めていく上での大前提の議案であるというふうに思います。

それから、駐車場についてる反対の意見もあったんですけど、意見の中にもありました発表会や夏祭りや運動会、そういった保護者の方と保育士の皆さんと来賓もあるかもしれません。そういった方々の車を止めるためには最低限の台数だということで、子育て支援課長からも答弁がありました。だから、これはまずは取得をしないと次の段階に進めない、私、意見をというか、討論をさせていただきました。あしたからでもしっかりとかかって、少しでも早く完成して開園ができるように進めてほしいということをまた改めてお願いしておきます。

また言いますけど、秋田議員も言われました。伸び伸びと育ち、成長できる環境がこれで整います。安全な保育環境を目指し、新園舎のほとんどが進むわけなんですけれども、新園舎については私は真壁議員の意見とは違います。町民のほとんどの方が賛成し、子育て真っ最中の保護者の皆さんにとって待ちに待った姿が現れるというのが今日の議会の大きな内容だと思っています。これは必ず通して、早く造成工事、建設工事にかかっていただきたいということをお願いして、賛成の討論とします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、財産の取得についてを採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第28号

○議長（景山 浩君） 日程第32、議案第28号、南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第 28 号について御説明いたします。南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は二宮伸司さん。参考までに申し上げますと、任期は現福田教育長の残任期間ということになりますので、令和 7 年 4 月の 2 日から令和 7 年 12 月の 7 日ということになろうと思っています。

御存じのとおり、二宮伸司さんは現課長として教育行政に携わっていただいております。これまでも文部科学省、さらにはそこで南部町の教育に引かれて鳥取県の教員採用試験を受けていただいて鳥取県の教育にも携わる、そして南部町の西伯小学校に赴任いただきました。現場の状況、そして社会教育の現場、お互いに非常にバランス感覚の優れた方でございますので、ぜひ満場の御理解、御信任をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 28 号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第 28 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 33 発議案第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 33、発議案第 1 号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨でございます。発議案第1号の説明をいたします。

発議案第1号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年3月21日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 景 山 浩 様

――次に、別紙。結構長いんですけど、読んで提案に代えます。

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 目 的

人口減少社会において増え続ける地域社会の課題を乗り越えていくため、地方議会の役割は益々重要となっているが、南部町においては2期続けて無投票選挙となり、全国の町村の約3割でも無投票となっている。

原因として低額な議員報酬や政治や議員への関心の低さ、議会の活動に魅力を感じていただけないこと、議会に対する住民の関心が低下し、人口減少・高齢化とも相まって、議員のなり手不足の深刻化が考えられる。

議会は行政とともに地域の進むべき方向性を決定し、ひいては住民生活の満足度を左右するという大きな使命を帯びている。なり手不足が続けば、議会の使命は果たせず、議会のあり方

が問われ、議会改革の取組みが喫緊の課題となっている。

また、少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

そして、魅力あるまちづくりを実現していくため、南部町は令和2年3月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、令和3年3月に南部町温暖化防止計画を策定、令和6年度から令和11年度を事業期間とする地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）に採択され取り組まれている。

このような環境政策等をはじめ、町はどのような具体的対策をとっていかなければならないか、議会として深く研究し、人口減少に起因する様々な課題解決に資することを目的とする。

3. 調査事項

（1）議会改革について

（2）再生可能エネルギー普及の取組みについて

4. 調査地

①神奈川県大磯町

②神奈川県開成町

5. 調査期間

令和7年4月23日から4月24日までの2日間

6. 経 費

予算に認められた範囲内

7. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....
以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任及び正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後1時41分休憩

.....

午後1時41分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

再度休憩をいたします。

午後1時42分休憩

.....

午後1時42分再開

○議長（景山 浩君） 再開をいたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、議長よりこれを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、米澤睦雄君、同副委員長、滝山克己君。以上で結果報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第34 発議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第34、発議案第2号、持続可能な学校の実現をめざす意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、米澤睦雄君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤でございます。発議案第2号について説明いたします。

.....

発議案第2号

持続可能な学校の実現をめざす意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年3月21日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米 澤 睦 雄
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙のほう、説明につきましては議長に委任いたします。

○議長（景山 浩君） 意見書につきましては、事務局長をもって朗読説明をさせます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 議会事務局長でございます。別紙の朗読をさせていただきます。

.....

別紙

持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題だ。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という。）適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

「骨太方針2024」では、中央教育審議会「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要だ。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策とし

て、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 自治体での取り組みが確実にすすむよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
3. 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。
4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、持続可能な学校の実現をめざす意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3 5 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第 3 5、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査、統合保育所建設調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 1 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和 7 年第 1 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 5 1 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 3 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3 月 3 日の開会以来、本日まで 1 9 日間の長きにわたる会期中、令和 7 年度一般会計予算をはじめ、各特別会計当初予算、令和 6 年度補正予算、機構改革による課設置条例などの条例の一部改正、このほか多数の重要案件が提案、審議されました。終始熱心に御審議をいただき全て議了

できましたこと、議員各位の御努力に対し謹んで深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。また、町長はじめ、執行部の議会審議に対する真摯なる態度に対しまして心より敬意を表するものであります。

3月5日、6日、7日の3日間にわたる町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、町政執行に十分反映されますよう強く要望いたします。

人口減少社会における地域課題を乗り越えていくため、議会の役割の重要性はますます高くなっていますが、当南部町では2期続けて無投票選挙となり、議員の成り手不足が深刻化し、議員の在り方、議会の在り方が問われるという現実に直面しています。このような事態に対応するため、議会改革の取組を喫緊の課題とし、私たち南部町議会として町民皆様の様々な声を直接お聴きするために全集落を回らせていただくことを計画しております。町政活性化のため、町議会に対する御意見をはじめ、議員定数をどうするのか、新たに議会議員を目指そうとする方を見据えた議員報酬をどのようにすべきか等々、住民の皆様にはぜひとも御参加いただき、御意見を聞かせていただきたいと思います。

また、各種ハラスメント問題の解消に対しましても自治体議会は早急な対応を迫られております。この問題に対しても防止条例を制定すべく、議会の総意として準備を進めているところであります。議会活動、議員活動に対して町民皆様の一層の叱咤激励、御鞭撻をお願いするものであります。

さて、南部町が最も輝きを放つ桜の季節が近づいてまいりました。法勝寺川土手や城山公園、緑水湖畔やとっとり花回廊の桜、そして一式飾りなど、町内外からの多くの皆様に春の南部町の魅力を満喫していただければ幸いです。

議員各位におかれましては、健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精励いただき、町民の皆様の負託に応えていただくようを御要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月3日から本日まで、19日間の長きにわたり開催いただきました。令和7年度一般会計当初予算をはじめ28議案について御審議いただき、本日全議案とも賛同を賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

さて、5日、6日、7日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から町政に関する一般質問を頂戴いたしました。がんとか齢性難聴の対策、飲料水の安全性確保、高齢社会への対応策、サイレ

ン放送の中止と人口減少抑止対策、農地の貸借の実態と今後の農地維持の課題と、さらには統合保育所の安全対策、会見地区のデイサービスと農業者支援、ナショナルサイクルルート指定に向けた南部町の取組、統合保育所事業と民間移管・無償貸与の見直し、そして農業対策及び農家支援についてなど、現在南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問を頂戴し、私も一生懸命答弁したつもりですけども、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

いよいよ来月に入りますと町内の桜も綻び始め、南部町が一番華やぐ季節を迎えます。来月の5日、6日の両日は法勝寺一式飾りとさくらまつりが行われ、町内外から多くの皆様にお越しいただくものと思います。また、とっとり花回廊では桜ウィークも始まります。花回廊は開園以来25年を迎えました。40種類、240本の桜の木はもう立派な桜の見どころになっております。町民の皆様にはぜひ御家族おそろいで、またお友達もお誘い合わせていただいて、南部町の春を満喫いただきたいと思います。

議員各位におかれましては、閉会中にあっても御指導いただきますことを重ねてお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
